

# 小松小学校いじめ防止基本方針

西宮市立小松小学校

## 1 本校の方針

本校は、『いのち、人権、平和、共生』の視点にたつ教育の推進「一心のふるさと小松の創生」を学校経営方針として生きる力を身につけた、心優しい子供を育成していくことをめざしている。

全ての子どもたちが、明るく、楽しく学校生活を送ることのできるよう、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組んでいく。この「学校いじめ防止基本方針」は、いじめを認知した場合に、適切かつ速やかに解決できるよう、全職員が共通理解し指導を進めていけるものとする。

## 2 基本的な考え

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」「いじめは人権侵害であり、人として決して許されるものではない」という認識を全職員が強く持ち、子どもたちの好ましい人間関係や、豊かな心を育てる指導にあたる。また、教育委員会はもとより、家庭、地域と一体になり、継続した未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。こういった「いじめを生まない学校づくり」に取り組むため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 未然防止及び早期発見のための指導体制

いじめの未然防止や早期発見のため日頃より学年を中心として、全ての職員で、子どもたちの指導にあたる。その中で職員間の「報告・連絡・相談」を徹底し、いじめを生まない支持的風土のある学級・学校づくりを行う。それとともに、教職員が児童の小さな変化を敏感にキャッチし、いじめを見逃さない目を持てるよう、いじめ対応に係る校内研修に取り組む。また、日頃より「聴く・話す」活動を通じ、学びあう学習を行う研究の推進や、ともに伸びゆく特別支援教育の推進を行っていく。

**別紙1 年間指導計画**

児童に対しては、年3回のいじめアンケートを行い、児童の悩みや困っていることをとらえ、担任や学年の教師で教育相談を行っていく。

**別紙2 いじめアンケート**

### (2) いじめを認知した際の組織的対応

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員で構成される「いじめ対応チーム」を基盤として組織的に対応していく。いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめを認知した場合は情報の収集と記録、情報の共有、事実確認を速やかに行い、いじめ解決に向けた指導を進めていく。

**別紙3 校内指導体制及び関係機関**

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校では、身体に重大な傷害を負った場合、心に大きなダメージを受けた場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、1学期現在10日、2学期現在20日、3学期現在30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、事案により校長が判断する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームを中心に組織的に調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開し保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

## 別紙1

## 年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対応チーム 指導方針の計画作成	学級・学年づくり	
5月	生指・支援全体会		
6月		人権学習	いじめアンケート① 個別面談
7月			個人懇談
8月		カウンセリング マインド研修等	
9月			
10月		人権学習	
11月	生指・支援全体会		いじめアンケート② 個別面談
12月		人権学習	個人懇談
1月		カウンセリング マインド研修等	
2月	生指・支援全体会	人権学習	いじめアンケート③ 個別面談
3月	本年度のまとめ		

※これら以外に事案等に応じて随時取り組んでいく

## 「いじめ」について考えよう

が 月   日   年   組   名前

---

自分の考えにあうものに○をつけましょう。

	「いじめ」である。 「いじめ」につながる。	「いじめ」ではない。 「いじめ」につながらない。
①いやなあだ名とか、気にしていることを人前で言うこと。		
②そうじや給食当番など、自分のやるべきことを他の人にさせること。		
③他の人のめいわくになるようなことをして授業のじゃまをすること。		
④陰口を言ったり、ヒソヒソ話をしたりすること。		
⑤遊びだと言って、言葉でからかったり、押さえ込んだりすること。		
⑥他の人の身体のことや家庭のことについて、言いふらすこと。		
⑦一人の人に対してグループで無視したり仲間はずれにしたりすること。		
⑧特定の人の机、持ち物を「きたない」などと言ってさけること。		
⑨特定の人の名前や話題が出ただけで、笑い声が起こること。		

# 「いじめ」についてのアンケート

が 月 日 ねん 組 名前

①あなたは「いじめ」を受けたり、見たりしたとき、相談する人はいますか。  
( いる ・ いない )

「いる」に○をつけた人は わくの中から選んで○をつけましょう。  
いくつ○をつけてもかまいません。

父 ・ 母 ・ 友人 ・ 兄弟姉妹 ・ 学校の先生 ・ その他 ( )

②今、困っていることや悩んでいること、心配なことがありますか。  
( ある ・ ない )

- ・「ある」に○をつけた人は、その内容を書きましょう。
- ・「ない」に○をつけた人は、1学期にがんばりたいことを書きましょう。


③あなたは友だちが、悪口を言われていたり、ひやかされたり、無視されたり、からかわれたりしているところを見たらどうしますか。


※児童が不安を感じていたらその大小に関わらず丁寧に対応する。

別紙3

校内指導体制及び関係機関

管理職

学校いじめ防止基本方針に基づき、信頼ある強いリーダーシップのもと、組織的にいじめ事案に対応する。

いじめ対応チーム

【構成員】

校長，教頭，生活指導担当，生活指導部会，生活支援，特別支援コーディネーター，養護教諭，スクールカウンセラー等の当該関係者で構成する。

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- ・年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画・実施
- ・アンケート結果、報告等情報の整理及び分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認及び判断

保護者・地域・関係機関との連携

P T A  
学校評議員会  
教育連携協議会  
教育委員会  
学校支援チーム  
西宮少年サポートセンター  
学文中学校  
鳴尾北小学校

未然防止と早期発見に向けて

■学習指導の充実

- ・学習における規律作り
- ・学習における集団づくり

■特別活動の充実

- ・縦割り活動の充実

■教育相談の充実

- ・家庭訪問の実施
- ・個人懇談、学級懇談会の開催
- ・保護者に相談機関等の情報提供
- ・スクールカウンセラーの活用

■人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・規範意識を高める指導
- ・いじめ、情報モラル等の指導の充実

(西宮少年サポートセンターとの連携)

■情報の収集

- ・日常の教員の観察による気付き
- ・養護教諭からの情報
- ・児童，保護者，地域からの情報
- ・登校指導による観察

■情報の共有

- ・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮児童の実態把握と支援
- ・次年度への申し送り事項の徹底

■保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・年間を通してのオープンスクールの実施
- ・地域行事への積極的参加